

## 平成30年度事業計画決定の件

平成30年度事業計画（案）を次のとおり策定したので、承認を求める。

### 平成30年度事業計画（案）

平成30年3月9日に、所有者不明土地の増加に伴い、公共事業の推進等の様々な場面において円滑な事業実施に支障が生じていることを踏まえ、所有者不明土地の利用の円滑化を図るための「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」が、閣議決定された。

その中で、所有者の探索を合理化する仕組みとして「長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度」を創設するとされており、さらには、所有者不明土地を適切に管理する仕組みとして、「所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度」を創設するとされた。

上記法案の要綱では、「特定登記未了土地の相続登記等に関する不動産登記法の特例」として、登記官による相続調査と相続人に対して相続登記等の申請を勧告できるものとされており、当会は、予定されている相続調査と相続登記を勧告された相続人への対応に必要な事業を行う。

平成29年5月29日から全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まった。当会は、相続登記促進のための制度として、この制度の利活用に必要な事業を行う。

平成27年5月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）が完全施行され、当会では、平成28年度から空家等対策委員会を設置したが、空き家問題と相続登記未了問題について、引き続き重点的に対応していく。

平成29年5月26日に民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が成立し、当会では、平成29年度より民法改正対策委員会を設置し、改正債権法の実務に会員が対応できるように情報提供をとともに対外向けの広報活動を引き続き行っていく。

最後に、平成30年度に運用開始が予定されている新しいオンライン申請方式である「資格者代理人方式」について、会員への情報提供のほか必要な事業を行う。

#### 重点事業

1. 空き家、相続登記未了問題等の問題と「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」への対応の検討と対策
2. 対外広報の充実
3. 民法（債権法）改正対策など研修事業の充実
4. 司法書士としての職業倫理の確立
5. 法務局との協調による非司法書士対策への対応
6. 防災対策、災害対策等危機管理能力の向上